

法律の目を通して 歴史・社会・人を見る

法学部法律学科 教授
石井 保雄

ISHII Yasuo
1953年、東京都出身。一橋大学大学院法学研究科博士課程修了(経済法)。83年より亜細亜大学法学部助手、教授などを経て、2003年より現職。好きな作家を尋ねると、山田風太郎、吉村昭、高村薫、桐野夏生、宮部みゆき…と次々に名前を挙げた。「一週間に一冊読むだけでも、4年間続ければ200冊。本を読んで身に付く教養は人間としての『幅』を広げ、社会に出てからも、いろいろな面で役に立つだろうと思います」



社会の在り様とともに 法律を学ぶことの意義

担当する科目のひとつに、「外国法講読」がある。フランス語の法律文献を読み、日本の法律との比較を行う講義だ。外国の状況や法律を鏡にして日本の問題を明らかにし、解決の手がかりを探る。昨年度は、特にフランスにおける「精神的ハラスメント」の問題を取り上げた。これは日本でいう「いじめ、嫌がらせ」、あるいは最近流行の和製英語にいう「パワー・ハラスメント(パワハラ)」にあたるものだ。

日本と同様に、近年、フランスでもいじめや嫌がらせが社会的な問題のひとつになってきているという。フランスでは、2002年にこれを規制する法律を制定した。

「いじめや嫌がらせは、協調性や集団性が強いと言われる日本特有のものではなく、欧米でも問題になっています。しかも学校社会に留まらず、企業など『大人の社会』にもある。新法を制定したり、あるいは既存の法律の解釈によるなど、解決の方法は国によってさまざまです。日本でも適用されるべき制度は一応すでに整えられ、関心も高まっています。でも解決に向けた実際の取り組みはまだ始まった

ばかりというところではないでしょうか。」

実社会の問題と結びつけることで、法学を学ぶ意義はより深いものとなっていく。

法律について学ぶことは、「ひとことと言えば『職業教育』の一環だと思う」と言う石井先生。「就職してすぐに会社を辞めてしまう若者が増えています。それは『自分の』仕事について、また労働を通じて社会と関わるといふことについて深く考えられなかったことが、ひとつの理由ではないでしょうか。それなら、労働法について学ぶことを考えるきっかけにしてもらいたい、講義を通して実社会の姿を知ることにも、意義があるだろうと思います」。

学生への期待と 労働法への新たな視点

キャンパスで過ごす数年間のうちに、学ぶべきことは数多くある。そして「何でも自分が行おうと思ったことに挑戦できる時間は、学生時代しかない」——だからこそ、と先生は続ける。「僕個人としては、その時間をアルバイトだけに費やすのは、もったいないような気がします。多少お金に不自由することになっても、何かほかのことにも挑戦してもらいたい」。

「文学史年表に載っているものは『一度は目を通さなければいけない』と思っていた」という学生時代の石井先生は、多くの本を手にとった。最初は小説を、学年が上がるとノンフィクション作品を多く読むようになった。また歴史への関心も強く、革命によって社会の仕組みが急激に変化する近代史には、特に強く惹かれたという。

同級生と「勉強会」を開いて法学についての理解を深めると同時に、興味に応じて本を読み、より広い知識を得た学生時代を過ごし、石井先生は研究者としての道を歩み始めた。それから20年あまり経った今、その興味はどこに向かっているのだろうか。

最後の質問に、石井先生は間髪入れずに答えてくれた。「労働法の学問史、学説史に取り組んでいこうと考えています。労働法には、目の前にある現実的な問題を解決することが求められてきました。一方、数十年という期間で考えることが苦手な分野のようです。過去の学説をまとめ、どのような関心をもって取り組まれてきたのかを、研究していきたいと思います」。

その研究が実を結んだとき、先生の本棚は、また少し豊かさを増すのだろうか。

「法学から最も遠い」？ 労働法に取り組む理由とは

研究室を訪ねると、ぎっしりと蔵書を納めた本棚が、壁を覆うように並んでいた。多くは法律に関する書籍だが、文学史や世界史の本が並ぶ棚もある。「本棚はその人のひととなりを表す」とも言われる。この本棚の主、法学部の石井先生にお話を伺った。

石井先生の専門は、労働基準法や労働組合法など、いわゆる「労働法」と呼ばれる分野だ。いくつかの分野に分けられる多くの法律の中で、特に労働法を専門としたのは何故だろうか。

「法学の中心となるのは、条文をいかに解釈し、実際の問題に適用するかということですが、そのためには問題の原因や背景を含めて検討する必要がありますが、労働法は特に社会や人間への興味関心と密接した法律です。さらに言えば、僕は法律そのものより、むしろ人間や社会について『もっと知りたい』という気持ちの方が強い。労働法は、そのための方法なのかも知れません」。

そして、「法学の中で、もっとも法律学から遠い法律」だとして説明する。法律学の枠を越え、社会科学の性格の強い労働法が石井先生の興味や関心の広がりやリンクするのだろうか。